

第12回大田市農業委員会総会議事録

1、日時 平成30年12月25日(火) 15:00 開会
15:43 閉会

2、場所 大田市役所 4階 講堂

3、出席委員 (16名)

1番	杉本勝徳	2番	古志泰博	3番	森脇公二郎
4番	竹下正也	5番	奥 雅守	6番	武田廣司
7番	福田佳代子	8番	戸嶋総一	9番	坂根 正
10番	田原洋司	11番	岩谷洋司	12番	戸島長四郎
13番	落合政顕	14番	大谷成志	15番	漆谷幸男
16番	三谷 薫				

4、欠席委員 (1名) 17番 山下 傳

5、出席農地利用最適化推進委員 (19名)

山本誠一	高木 誠	土江 登	松原篤志	岩崎義徳
林 政好	竹下幸二	中祖雅之	渡邊 徹	岩谷良治
岩崎勝男	森脇 勇	丹波 篤	藤井好文	田中光治
石原太美昭	石橋幸人	中井秀三	森 秀樹	

6、欠席農地利用最適化推進委員 (9名)

木田敏憲	三井隆治	大國利弘	杉本洋司	清野健也
厚朴邦広	郷原美昭	竹内和明	越堂一男	

7、提出議題

議案第1号	非農地証明願について
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号	農用地利用集積計画による利用権等の設定について

8、その他

- (1) ブロック会議の開催状況について
- (2) 大田市農業委員会だより「ええひより」の発行について
- (3) 事務連絡

9、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第12回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第12回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、17番山下委員が欠席ということで、出席委員は16名でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、9番坂根委員、11番岩谷委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第11回総会から本日までの経過報告です。

11月26日(月)、第11回総会を市役所で開催しました。

11月28日(水)、温泉津ブロック会議を温泉津まちづくりセンターで開催しました。

11月29日から30日、全国農業委員会会長代表者集会在東京で開催され、田原会長が出席されました。

12月5日(水)、東部ブロック会議を久手まちづくりセンターで開催しました。

12月6日(木)、西部ブロック会議を静間まちづくりセンターで開催しました。

12月10日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されました。

12月13日(木)、運営委員会を市役所で開催しました。

12月25日(火)、本日第12回総会を市役所で開催しております。

今後の予定です。

1月10日(木)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席予定です。

1月中旬に、運営委員会を市役所で開催予定としております。

1月23日(水)、第13回総会を市役所で開催予定としております。

1月中旬に、農業者年金加入推進検討会が開催され、田原会長、岩谷委員が出席予定です。

議長 それではこれより、議事に入ります。
本日山下代理が欠席ですので、私の方で議事進行を進めさせていただきます。

始めに議案第1号非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

次長 議案第1号非農地証明願については3件です。

番号1番富山町でございます。

次の番号2番と同じ申請者でございます。非農地に至った経過が異なるため、この度2件の非農地証明願が提出されております。

申請地神原〇〇〇番〇外4筆、合計3,823㎡は、市集会所の西約260～360m、県道「田儀山中大田線」から市道「市入石線」を西へ約250m進んだ市道及び申請者の自宅の北西側に位置しております。

当該申請地は、畜産業を営んでいた申請者の亡夫が平成25年頃まで放牧を行っておりましたが、死亡したため廃業、放置されたものであります。現在は笹・竹・雑木等が繁茂し、山林・原野化しております。申請者は高齢・病弱であり、二人の子も市外に居住しており、今後この荒廃した農地を復旧し、利用する見込みはありません。

現況は山林・原野であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当します。

番号2番富山町でございます。

申請地神原〇〇〇番〇、1,656㎡につきましては、市集会所の東約400m、県道「田儀山中大田線」から市道「重蔵1号線」を北へ約400m進んだ市道終点の東約100～170mの山中に位置しております。

当該申請地は、申請者宅から約800m離れた要害山の山中にあり、50年以上前から耕作されずに放置されていたものであ

ります。現在は竹・雑木等が繁茂し、山林化しております。

申請者は高齢・病弱であり、二人の子も市外に居住しており、今後この荒廃した農地を復旧し、利用する見込みはありません。

現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当します。

番号3番水上町でございます。

申請地白坏〇〇〇番〇〇外4筆、5,243㎡につきましては、「本郷下集会所」の南東約1,000～1,100m、主要地方道「仁摩邑南線」「大原橋バス停留所」から市道「水上祖式線」を北へ約750m進んだ市道を挟んで北東側と南西側に位置しております。

当該申請地は、平成21年父の死亡により申請者が取得したものであります。亡き父が耕作していましたが、15年以上前より体調を崩し、山際の耕作不適地であった為、耕作を断念し放置したものであります。

現在は雑木・笹・萱などが繁茂し、水路・畦畔は崩壊し、荒廃地となっております。

申請者は県外に居住しており、今後この荒廃した農地を復旧し、利用する見込みはありません。

現況は山林又は原野であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当します。以上でございます。

議 長 はい。それでは担当委員さんの現地調査の結果報告をお願いします。

1番、2番富山町お願いします。

4番 先日、長谷次長と現地に行きました。1番の案件ですけど、竹や笹が沢山生えており、山林化の方向に向かっております。軽トラが入る道もなく、周りの農地も荒れていましたので、異議はございません。2番の案件ですけど、これも山の中にあって完全に山林化しており、異議はございません。

議 長 続いて水上町お願いします。

8番 番号3につきまして、事務局の説明のとおりでございます。事務局とともに現地確認をいたしました。後継者は岡山におられ、なかなか管理もできないということで、異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ

ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

それでは承認することとし、非農地証明書を交付することといたします。

議 長 続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番水上町でございます。

先ほどの議案第1号番号3番と同じ申請者であります。

申請地白坏〇〇〇番〇外4筆、合計5,926㎡は、「本郷下集会所」の南東約850～1,100m、主要地方道「仁摩邑南線」「大原橋バス停留所」から市道「水上祖式線」を北へ約800m進んだ市道の北東側に位置しております。

譲渡人は、市外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し、農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、自宅に近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。以上でございます。

議 長 はい。議案第2号1件でございます。地域との調和要件等を考慮しながら、現地調査の結果報告をお願いします。

水上町の関係です。よろしくをお願いします。

8 番 譲受人さんは、現在までこの土地を耕作しておられまして、高津さんは僧侶なんですけど、非常に農業関係も詳しく熱心に取り組んでおられますし、それぞれ地域との調和要件も問題ないと思います。異議はなく、よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

それでは承認することとし、許可書を交付することといたします。

議 長 続いて、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

番号1番祖式町でございます。申請地〇〇〇番〇、146㎡は、「祖式郵便局」の北西約170～180m、主要地方道「大田桜江線」から市道「祖式東山線」を北西へ約300m進んだ市道の南側に隣接しております。

農用地区域内農地でありましたが、12月13日に「大田農業振興地域整備計画」において農用地区域からの除外が承認されております。土地改良事業の対象となった良好な営農条件を備えている農地であり、第1種農地となります。

申請地は、平成28年4月、申請者が住職となっている寺の駐車場が不足していたことから貸駐車場として整備をしております。この度改めて申請を行うもので、追認案件でございます。

なお、本申請に併せて「顛末書」及び大田市祖式町祖式土地改良区の同意書が添付されております。

本件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

なお、第1種農地でありますので、1月10日の常設審議委員会に諮問し、その答申を受けた後に処分決定することとなります。以上でございます。

議 長 はい。それでは担当委員さんの現地調査の結果報告をお願いします。

8 番 祖式町の案件でございますが、石原推進委員とも現地確認いたしました。さっきのお寺さんの駐車場になるものですが、改良区で事業を行った1種農地なんです、なかなかお寺さんの駐車場がないということで、やむなくこの農地を駐車場にされたということで、仕方ないんじゃないかなと、当改良区にも同意書も付いておりますので、仕方ないと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

異議なしということですが、先ほど事務局から説明があっ

たとおり1種農地でございますので、1月10日の常設審議委員会に諮った後に、許可書を交付することといたします。

続いて議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

番号1番久手町でございます。

申請地刺鹿〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、合計2,447㎡は、一般国道「9号朝山大田道路」「大田中央・三瓶山インターチェンジ」の南南西約280～330m、国道「9号線」から市道「鳥越中尾線」を東に約160m進んだ諸友自治会館の市道を挟んだ市道の南側に隣接しています。

農地区分は、自動車専用道のインターチェンジからおおむね300m以内に位置しており、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内の農地であることから、第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

申請者はこの度、太陽光発電パネル360枚を設置し、太陽光発電設備を新設するものであります。

この案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

議 長 (10番) こちら久手町の案件でございます、私の担当地区でございます。先般12月23日に渡邊推進委員と現地確認いたしました。現地の方は綺麗に草刈りがしてありまして、譲受人の〇〇〇さんに連絡をとりまして、色々と話を聞かせていただきました。太陽光発電設備をするということで、住宅と農地に面しているんですけど、近隣の所有者さんには挨拶をして了解もいただいていると。実際に工事に入るときは、自治会長のところにも挨拶に行きますとのことでした。3種農地でもありますし、周りの農地にもそれ程影響がないということで、異議はないと渡邊推進委員と確認をしたところです。この件について、皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 はい。それでは異議がないようですので、許可書を交付することといたします。

続いて、議案第5号に移ります。議案第5号農用地利用集積計画による利用権等の設定について、農林水産課より説明をお願いします。

三島主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。

始めに、平成31年1月7日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

大田町、田3,445㎡、筆数3、設定する者3名、設定を受ける者3名。

川合町、田1,638㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

三瓶町池田、田1,487㎡、畑9,314㎡、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者2名。

富山町、田6,357㎡、筆数12、設定する者2名、設定を受ける者2名。

朝山町、田4,267㎡、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者2名。

久手町、田14,529㎡、筆数13、設定する者8名、設定を受ける者5名。

鳥井町、田5,219㎡、筆数4、設定する者2名、設定を受ける者2名。

長久町、田13,098㎡、筆数13、設定する者6名、設定を受ける者5名。

水上町、田13,098㎡、筆数13、設定する者6名、設定を受ける者5名。

静間町、田2,910㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

五十猛町、田1,196㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久利町、田14,256㎡、筆数7、設定する者6名、設定を受ける者3名。

温泉津町、田1,129㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田69,531㎡、畑9,314㎡、筆数63、設定する者35名、設定を受ける者28名。

利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

富山町、田1,197㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者1名。

水上町、田2,617㎡、筆数3、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計田4,534㎡、筆数5、設定する者3名、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名。

農地中間管理権については以上です。

以上ご審議よろしくお願します。

議長 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

こちらに委員さんに関する案件がございます。そちらの方から進めたいと思います。1件は私の関係です。久手町の11、12番です。私の方は退出をさせていただきますが、本来ですと職務代理の山下委員に議事進行を進めていただくんですが、本日欠席でございますので、農業委員会会議規則第6条第2項の規定により、この案件について議長を戸嶋総一委員に指名し、私は退出させていただきます。それでは、戸嶋委員よろしくお願いたします。

(10番委員退出)

議長 それでは、久手町の11番と12番について、担当委員さん(8番)の調査結果の報告をお願いします。

11番 久手町の11番と12番の案件でございます。再設定でございます。今まで何の問題もなく来ておりますので、異議はございません。

議長 それぞれ、岩谷委員さんの方から、調査結果の報告は異議(8番)なしということです。皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしということでよろしいですか。

(8番) 異議なしということで承認とさせていただきます。

(10番委員入室)

田原委員にご報告いたします。久手町の案件11番、12番異議なしということで承認されました。

議 長 それでは、これより議長を私が務めることといたします。
(会長) それでは、朝山町の2番、3番について、竹下委員に関係
しておりますので、竹下委員は退出をお願いします。

(4番委員退出)

議 長 それでは、朝山町の2番と3番について、担当委員さんの
調査結果の報告をお願いします。

1 1 番 朝山町の2番、3番でございます。新設定ではございます
が、前耕作者の労働力不足ということで、耕作者を変更した
いということで、出ておられます。異議はございません。

議 長 担当地区の委員さん異議ないということですが、何か皆さ
ん方の方から質問、意見ございますか。

(異議なしの声多数)

異議なしということで、こちらの方も承認とさせていただきます。

(4番委員入室)

議 長 竹下委員にご報告いたします。朝山町の案件2番、3番に
ついて異議なしということで承認されました。

議 長 それでは、最初の大田町の方から順次調査結果の報告をお
願いしたいと思います。

大田町お願いいたします。

1 番 山下委員の代わりに調査を進めました。先日大田町の山本
推進委員さんと現地確認をいたしました。3名とも熱心な方
で再設定でもあります。異議はございません。

議 長 続きまして川合町お願いします。

3 番 再設定でございまして、利用権の設定を受ける者〇〇〇で
あると聞きました。周りの農地も〇〇〇が受けていると、ま
た今年もやっていただきたいということで、確認いたしまし
た。異議はございません。

議 長 続きまして三瓶町池田お願いします。

1 4 番 1番ですが、新設定ではございますが、前回まで〇〇〇〇
さんのお父さんが借りておられたという恰好になっておられ
まして、今回から玉紀さんが利用権の設定を受けるというこ
とで、異議はございません。

2番と3番ですが、〇〇さんが引き続き牧草地にするとい
うことで、綺麗に管理されておられます。異議はございませ
ん。

議 長 続きまして富山町お願いします。
4 番 富山町の1、2、3番は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、
義理の〇〇さんの弟であった〇〇〇〇さんの旦那さんが亡く
なられた後もずっと作付けしておられたので、異議はござい
ません。

富山町4から12ですが、〇〇〇さんが、高齢で放置して
いた農地を誰かに貸したいと相談がありました。近くの〇〇
〇さんが作るということで、荒れた土地を耕す段階ですので、
異議はございません。

議 長 続きまして朝山町お願いします。
1 1 番 朝山町1番の案件でございます。再設定でございます。今
まで問題なく耕作をされてきております。異議はございませ
ん。

議 長 続きまして久手町、私の担当地区ですが、まず久手町の1
(10番) 番から3番再設定でもございますし、〇〇さん、〇〇さん地
域の担い手でございます。異議はございません。4番、5番
これ新設定ですが、現在〇〇さんが耕作しておられる農地か
らすぐ側のところでございます。作付けはされず草刈りだ
け、〇〇さんしておられたんですけど、この度〇〇さんが借
り受けられて耕作するというところでございます。こちらの
方も異議はございません。続きまして6番から10番ですけ
ども、こちらの方再設定、新設定でございますけれども、新設定
の〇〇さんの分も実際は耕作をされておられて、きちんと利
用権の設定をされたということで、〇〇〇〇〇さん、〇〇さ
ん地域の担い手でございます。異議はございません。

最後の13番、こちらの方も新設定でございますけど、こ
ちらの方も〇〇〇〇〇さんが耕作をしておられるところでし
て、この度利用権の設定をきちんとされたということで、異
議はございません。

議 長 続きまして鳥井町お願いします。
1 6 番 鳥井町4件でございます。再設定でございます。異議は
ございません。

議 長 続きまして長久町お願いします。
9 番 1番から6番につきましては、再設定でございます。こ
れといった問題も出ておりませんので異議はございません。
7、8番につきましては、〇〇さん大変意欲的に米作りし

ておられまして、多少の拡大を希望しておられまして、8番新規ですが、異議はございません。9番から13番、〇〇さんですが、この度苗代分を窪直しされまして、今まで作っておられない〇〇さんの田を併せて作られるということで、異議はございません。

議 長 続きまして静間町お願いします。

16番 静間町2件ございます。利用権設定される〇〇さんは以前から耕作されてなくて、今回の受託者にもともと耕作を依頼されておられました。その受託者の方が高齢化により、耕作を遠慮したいということで、今回の受託者である〇〇さんに受託したいということで、〇〇さん若くて意欲のある方で異議はございません。

議 長 続きまして五十猛町お願いします。

16番 五十猛町は1件でございます。再設定でございます。問題なく耕作されておられます。異議はございません。

議 長 続きまして久利町お願いします。

1番 久利の1番ですが、設定をする〇〇〇〇さんですが、お父さんから相続をされたということで、既に作られていたものを、名義を利用権設定される方を代えたということで、新規となっております。引き続き作っておられました。〇〇さん作っておられましたので、異議はございません。2番、7番〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんはご兄弟でありまして、田んぼも続きでございます。これについて、高齢もあったりして悩んでおられたところ、〇〇〇〇さんの知人である〇〇さんが作らせて欲しいということで、〇〇さんは少しずつ農業を拡大したいということで、今既に草刈り等もやっておられると聞いております。田んぼの管理をきちんとしていただければ異議はございません。

3番から6番について再設定でございますので、異議はございません。

議 長 続きまして温泉津町お願いします。

12番 再設定でございます。これからも作られるそうですので異議はございません。

議 長 全ての委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

